

海上保安庁警備救難部長より、領海等における外国船舶の航行に関する法律の施行に係る協力について（依頼）、のご案内について

このたび海上保安庁警備救難部長より、去る6月5日開催の国会において「領海等における外国船舶の航行に関する法律」が成立し、本年7月1日から施行されることになり、別添パンフレットの内容の通り今後、領海及び内水における外国船舶による正当な理由がない停留、びよう泊、はいかい等の行為が禁止されると共に、やむを得ない理由によって停留等を伴う航行等を行う外国船舶に対し、海上保安庁への事前通報が義務付けられることとなったこと、併せて外国船舶に対する情報提供方の協力依頼がありましたのでお知らせ申し上げます。

以上

平成20年6月23日
全国海運組合連合会



保 警 警 第 1 8 号
平成 2 0 年 6 月 1 3 日

各 位

海上保安庁警備救難部長



領海等における外国船舶の航行に関する法律の施行
に係る協力について（依頼）

貴台におかれましては、平素から、海上保安業務にご理解とご協力を頂き感謝致しております。

さて、去る本年6月5日、第169回通常国会におきまして、「領海等における外国船舶の航行に関する法律」が成立し、本年7月1日から施行されることになりました。

この法律の施行により、領海及び内水における外国船舶による正当な理由がない停留、びよう泊、はいかい等の行為が明確に禁止されるとともに、やむを得ない理由によって停留等を伴う航行等を行う外国船舶に対し、海上保安庁への事前の通報が義務付けられることとなっております。

また、海上保安庁では、円滑な海上交通を阻害しないよう配慮しつつ、この法律に違反している疑いがあると認められる外国船舶に対して、同法に基づく立入検査等の措置を実施することとしておりますが、通報をせずに禁止行為を行っている外国船舶を当庁が把握するためには、海事関係者の皆様の協力が欠かせないところです。

つきましては、別添のパンフレットにより、この法律について、貴台傘下関係者の方々に広く周知いただき、禁止行為を行っている外国船舶に係る情報提供等のご協力を賜りますとともに、外国船舶の運航に関係される方々におかれましては、当該船舶により

この法律の遵守がなされるよう、適切なご指導をよろしくお願
い申し上げます。

外国船舶へのお知らせ

～日本の領海等における航行方法について～

2008年7月1日

「領海等における外国船舶の航行に関する法律」が施行されます。

基本のルール

領海及び内水における外国船舶の航行は、**継続的かつ迅速**に行わなければなりません。

禁止行為

外国船舶は、日本の領海等において、原則として次の行為を伴う航行をすることはできません。

- 停留(※)、びよう泊(※)、係留(※)、はいかい等の行為 (※ 港の中で行うものを除く。)
- 日本の港への出入りを目的としない内水(瀬戸内海等)の航行

ただし、次のやむを得ない理由がある場合は除外されます。

(1) 荒天、海難その他の危難を避ける場合 (2) 人命、他の船舶又は航空機を救助する場合 (3) 船体若しくは機関の重大な損傷又は天災その他の不可抗力により操船が著しく困難である場合 (4) 海上衝突予防法その他の法令の規定を遵守する場合 (5) 行政指導に従う場合 (6) 次に掲げる業務、工事又は作業の円滑かつ効率的な遂行を図るため不可欠である場合 ① 国の行政機関等の委託又は請負契約により行う業務等 ② 行政庁の許可等に基づいて行う業務等及び行政庁に対する届出その他の行為に従って行う業務等並びにこれらに準ずる業務等 (7) 領海等に入域した後に入港をしようとする港が変更された場合において、変更後の港に継続的かつ迅速に向かう場合

事前通報義務

外国船舶の船長等は、上記のやむを得ない理由があつて、日本の領海等において上記の行為をする必要があるときは、所定の事項をあらかじめ海上保安庁に通報しなければなりません。

通報事項

① 名称 ② IMO番号 ③ 船種 ④ 国籍 ⑤ 船籍港 ⑥ 総トン数 ⑦ 所有者の氏名又は名称及び住所 ⑧ 運航者の氏名又は名称及び住所 ⑨ 船長等の氏名 ⑩ 通報者の氏名又は名称及び住所 ⑪ 通報の時点における当該外国船舶の位置 ⑫ 停留等又は通過航行をさせようとする理由 ⑬ 停留等をさせようとする位置及び日時又は通過航行をさせようとする海域並びに当該海域に入域させようとする位置及び日時 ⑭ 出港地及び寄港地 ⑮ 積荷の種類及び数量 ⑯ 呼出符号及びMMSI番号 ⑰ 海上保安庁との連絡方法

ただし、次の場合は除外されます。

- ① 行政庁の命令その他の処分に基づいて、又は行政指導に従って上記の行為をする場合
- ② 水先人を乗り込ませるために、水先人を乗り込ませる旨の国際信号旗を掲げて停留等をする場合

★ 禁止行為を行っている場合は・・・

- ・海上保安庁の巡視船艇から、立入検査を求められる場合があります。
- ・立入検査の結果、やむを得ない理由がないのに禁止行為を行っていた場合には、領海外への退去を命じられることがあります。

※これらに従わない場合は法律により罰せられることがありますのでご注意ください。

※詳しくは法令をご確認ください。

事前通報を国際VHFで行う場合の通報先

呼出名称		事務所
ほっかいどうほあん	HOKKAIDO COAST GUARD RADIO	第一管区海上保安本部 運用司令センター
しおがまほあん	SHIOGAMA COAST GUARD RADIO	第二管区海上保安本部 運用司令センター
よこはまほあん	YOKOHAMA COAST GUARD RADIO	第三管区海上保安本部 運用司令センター
なごやほあん	NAGOYA COAST GUARD RADIO	第四管区海上保安本部 運用司令センター
こうべほあん	KOBE COAST GUARD RADIO	第五管区海上保安本部 運用司令センター
ひろしまほあん	HIROSHIMA COAST GUARD RADIO	第六管区海上保安本部 運用司令センター
もじほあん	MOJI COAST GURAD RADIO	第七管区海上保安本部 運用司令センター
まいづるほあん	MAIZURU COAST GUARD RADIO	第八管区海上保安本部 運用司令センター
にいがたほあん	NIIGATA COAST GUARD RADIO	第九管区海上保安本部 運用司令センター
かごしまほあん	KAGOSHIMA COAST GUARD RADIO	第十管区海上保安本部 運用司令センター
おきなわほあん	OKINAWA COAST GUARD RADIO	第十一管区海上保安本部 運用司令センター

お問い合わせは最寄りの管区海上保安本部まで

機関名	所在地	電話番号(内線)
第一管区海上保安本部 警備課	北海道小樽市港町5-3	0134-27-0118(3112)
第二管区海上保安本部 警備課	宮城県塩釜市貞山通3-4-1	022-363-0111(3117)
第三管区海上保安本部 警備課	神奈川県横浜市中区北仲通5-57	045-211-1118(3115)
第四管区海上保安本部 警備課	愛知県名古屋市中区入船2-3-12	052-661-1611(3117)
第五管区海上保安本部 警備課	兵庫県神戸市中央区波止場町1-1	078-391-6551(3121)
第六管区海上保安本部 警備課	広島県広島市南区宇品海岸3-10-17	082-251-5111(3121)
第七管区海上保安本部 警備課	福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10	093-321-2931(3115)
第八管区海上保安本部 警備課	京都府舞鶴市字下福井901	0773-76-4100(3112)
第九管区海上保安本部 警備課	新潟県新潟市中央区万代2-2-1	025-245-0118(3115)
第十管区海上保安本部 警備課	鹿児島県鹿児島市東郡元町4-1	099-250-9800(3117)
第十一管区海上保安本部 警備課	沖縄県那覇市港町2-11-1	098-867-0118(3121)

海上保安庁ホームページ (<http://www.kaiho.mlit.go.jp/>) もご覧ください。

 **JAPAN COAST GUARD**

